

専修学校・各種学校における
公正な入学者選考を
実施するために

～ストップ！不適正質問～

第3版

専修学校・各種学校の入学者選考時における
不適正質問の防止等をはじめとした人権問題に係る連絡協議会

○更新履歴

作成日	版	更新内容
平成29年8月31日	初版	
平成30年6月27日	第2版	事例（ケース4、5）の追加、文言の加除修正。
令和 2年9月30日	第3版	事例（ケース6）の追加、文言の加除修正。

目 次

◇ はじめに	1
1 専修学校・各種学校の役割	2
2 入学者選考の考え方	2
3 福岡県における不適正選考の現状	3
4 面接の実施に向けて	4
5 不適正な質問内容の例	7
6 選考に適した質問例	9
◇ 最後に	10
【資料1】不適正な質問事例と解説	11
【資料2】通知 私立専修学校・各種学校の入学選抜試験における不適正な 選考等の事象への対応について	14
【資料3】要望 入学者選抜及び出願書類等について	19

◇はじめに

専修学校・各種学校への入学を希望する生徒は誰しも、学習することで自分の能力を高め、志望する職業に就き、幸せな人生を送りたいと願っています。この願いは、すべての専修学校・各種学校が志願者の基本的人権を尊重した公正な選考を行って、はじめて実現します。

公正な入学者選考について、これまで平成 20 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度に県私学振興課から各専修学校・各種学校に対して、不適正選考の防止について要請が発出されてきたところです。加えて福岡県高等学校進路指導研究協議会から各専修学校・各種学校に対して毎年、本籍や家庭の状況、本人の思想信条等については、入学関係書類（入学願書・調査書・推薦書類等）への記入を求めないことや面接において質問しないこと、戸籍謄（抄）本や住民票の提出を求めないこと、身元調査をしないこと等について要望されていますが、依然として、一部の私立専修学校・各種学校において不適正な選考と考えられる事案が起っています。特に、不適正選考と結びつく、面接試験における不適正質問が連続して発生しています。

「専修学校・各種学校の入学者選考時における不適正質問の防止等をはじめとした人権問題に係る連絡協議会」は平成 20 年に発足し、不適正な選考に係る課題や問題点及び専修学校等における人権教育啓発の推進方法について協議してきたところですが、前述のような背景から、このたび、特に面接における不適正質問の発生を防止するための資料として、本資料「専修学校・各種学校における公正な入学者選考を実施するために～ストップ！不適正質問～」を作成しました。

各学校において、本資料を参考に人権を尊重した入学者選考について理解を深めていただくとともに、どの職員が面接担当者になっても適正な面接が行われるために、職員に対して人権尊重の観点から入学者選考に関する研修会を実施する場合や、面接の独自のガイドラインや手引き等を作成又は改訂する場合に、本資料を役立てていただき、公正な選考の実施に、より一層努めていただきますようお願いいたします。

1 専修学校・各種学校の役割

教育基本法では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定められています。専修学校・各種学校は、生徒にとって職業に関する知識を身に付けるとともに、人格の完成を目指して、様々な知識や人権というグローバルスタンダードな観点を学ぶことができる最後の学校です。生徒が正しい人権意識をもたないまま社会に出て差別を行ってしまった場合、それが人権に対する無知によるものであったとしても、社会においては許されず、生徒自身の未来を奪うことにもなりかねません。そのようなことが起こらないよう、専修学校・各種学校は人権を尊重し、差別を絶対に許さないという態度を示し、学校長をはじめとしてすべての職員が人権尊重の意識をもって、生徒に人権意識の芽生えを促す教育を実践することが重要です。また、入学者選考においても、生徒の入学前ではありますが、同様に人権尊重の意識をもって実施することが重要です。

2 入学者選考の考え方

専修学校・各種学校は、学びによって生徒の職業に関する能力を高め、社会へ送り出す役割を担っています。全ての専修学校・各種学校は教育を行う公的な機関であり、基本的人権尊重の観点から、一部の生徒を不当な差別によって排除することなく、入学を希望する全ての生徒に対して公正な入学者選考の機会を設けなければなりません。

そのためには、入学者選考は、「志願者の適性・能力が、専修学校・各種学校の教育・授業に沿っているか」、すなわち専修学校・各種学校が行う教育・授業によって生徒の能力を高めることができるかどうかだけを基準として行われるべきです。

※適性・能力について

能力とは、物事を成し遂げる力です。私たちはみんなそれぞれ体力、感覚的機能、知的機能、性格特性をもっています。これらの機能や特性で、入学選考時にすでに身につけているものがあります。これが能力です。

ところが、能力は固定的なものではありません。入学選考時には十分な能力はなくても、入学後の教育や訓練によって、その能力が形成される可能性があります。この可能性、教育や訓練によって培うことができる力を適性といいます。

入学選考にあたっては、入学者選考の時点で既に高い水準にあることを求めるものではなく、入学後の学びによってその能力が形成される可能性を合理的・総合的に判断するべきであることにも注意しなければなりません。

日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められています。また、教育基本法では、すべての国民は、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と定められています。

したがって、専修学校・各種学校における入学者選考において、不当な条件を付けたり、不適正な内容を聞いたりすることは許されるものではなく、公正な選考を行わなければなりません。

入学者の選考に当たっては、次の点を基本的な考え方として実施することが大切です。

- 入学志願者の基本的人権を尊重する
- 入学志願者の適性・能力のみを基準として入学者選考を行う

3 福岡県における不適正選考の現状

平成 20 年度、平成 27 年度及び 29 年度に県私学振興課から各私立専修学校・各種学校に対して、不適正選考の防止について要請が発出されてきました。また毎年、福岡県高等学校進路指導研究協議会から各専修学校・各種学校に対して、入学者選抜及び出願書類等についての要望書が送付され、出願書類や面接試験について基本的人権尊重の観点から各学校で再点検し、不適正なものは早急に改善するよう要望されています。しかし、不適正選考は現在でも起こっており、特に不適正選考と結びつく、不適正質問の事象は近年連続して発生しています。

このような背景から、不適正選考の防止には面接以外にも多くの事項が関連しますが、今回は特に面接における不適正質問を防止することを目的として、本資料を作成しています。

不適正質問が発生した専修学校・各種学校に対して、不適正質問に至った経緯を確認すると、「不適正質問とっていなかった。」や「志願者が家族の話をしてきたので、ついこちらからも聞いてしまった。」等が理由として挙げられています。専修学校・各種学校や面接担当者が志願者を差別し、排除することを目的として不適正質問を行っているものではありませんが、意識をしていないままでも志願者の人権を侵害していることに変わりはなく、重大な問題です。

このような不適正質問による人権侵害をなくするためには、入学者選考の実施について、人権尊重の観点から見直しを行い、全ての面接担当者と学習会を行う等によって適正な選考のための共通認識をもつよう計画するなどの取組が必要です。

4 面接の実施に向けて

不適正選考で最も多く発生しているのが、面接における不適正質問です。

面接を担当する職員が誤った基準を面接にもち込んだり、不適正質問に関する知識や認識が不足したままで面接を行ったりして、志願者の思想・信条や、家族状況、家庭環境など、差別につながる質問に至ってしまう場合があります。

面接を実施する前に、必ず面接に関する注意点を確認するなど十分な事前準備が必要となります。

まずは、次のことを確認しましょう。

- 志願者を緊張させない雰囲気づくりがなされていますか。
- 面接によって判断する基準を明確にしていますか。
- 第一印象や外見などにとらわれず、客観的に判断できる基準、方法が確立されていますか。
- 質問内容について、面接担当者全員で事前に十分な検討がなされていますか。（面接担当者の独断が入り込む余地はありませんか。）
- 面接担当者は、観察力が鋭く、言葉が明瞭で、ものごとを客観的に判断し、感情に左右されないことが必要であると認識していますか。

次に、選考における面接のあり方を体系的に考えてみましょう。

[1] 面接の目的

第1に、面接は志願者の総合的評価を目的としています。

志願者のもっている適性・能力は、学科試験や調査書などからも判断できますが、それから得られる資料は部分的です。そのため、面接は学科試験や調査書などによって得た資料をもとにして、志願者と面接担当者が一定の環境の中で相対し、これらの資料を確認し合うとともに、学科試験や調査書では見えなかった部分を引き出し、総合的評価を行うのが目的です。

第2に、面接は志願者の適性・能力の判定の場です。

志願者のもっている適性や能力は、学科試験や調査書などだけで判定できない側面もっています。したがって、面接では、学科試験や調査書などで判定できない適性・能力を判定しなければなりません。例えば、会話の中から質問の意図や内容をとらえる力（理解力・判断力）、あるいは自分の伝えたいことを分かりやすく表現する力（表現力）、入学後の学びに対する意欲などを、一定の基準に基づいて判定するのが目的です。

[2] 面接の基準

専修学校・各種学校は、学科試験の結果や調査書から志願者の適性・能力に関し、面接時の総合的評価の資料を整理しておくことが望めます。

そして、評価表を作成するなどして面接で判断する適性・能力の判断基準を統一し、

第一印象や外見にとらわれることなく、客観的に判断する基準や方法をあらかじめ定めておかねばなりません。

[3] 面接の方法

面接の方法には、一人ずつ面接する個人面接方式と、志願者を数人のグループに分けグループごとに面接する集団面接方式とがあります。集団面接方式には、集団で同時に面接する単純集団面接方式と、グループごとに一定のテーマを与えて志願者の間で討論する討論面接方式の二つがあります。

どの面接方式を実施するかは、面接で何を評価しようとしているのか、志願者の数、面接時間、面接場所などを考慮して決定してください。

また、公正さを期すため、面接は必ず複数で担当してください。

[4] 質問の内容

質問の内容は、面接の目的や基準に照らして適正なものをあらかじめ統一して決めておく必要があります。そして、質問集を作り、事前に面接担当者全員で学習することが大切です。

例えば、家族状況や家庭環境は、本人には責任のない事項であり、それを質問することは不適正です。志願者に精神的な圧迫や苦痛を与えることにより、その心理的打撃がその後の面接態度に現れ、志願者が本来もっている良さを十分に表現できなくなる事も考えられます。また、入学後の授業や卒業後の業務とは全く関係がない事項や、必要なものとかけ離れて高度な能力を問うような質問は志願者に動揺を与え、その後の質問においても適切に答えることができなくなることがあります。

このような志願者の言動から受ける印象によって、質問に答えやすい人と比較し、合否決定の判断資料とするのは、結果として、その人を排除することにもつながり、真の意味で公正な選考とはいえません。

(面接に適した質問例は9ページに掲載しています。)

[5] 面接担当者に求められること

面接担当者は、面接技術、観察力、言葉の明瞭さなどに十分配慮することが大切です。

面接の場面での役割として、一人の面接担当者が発問している時に、他の面接担当者はその発問が適正なものであるかを常に意識することが重要です。質問事項について事前に十分な打合せをしていたにも関わらず、万が一面接担当者の一人が不適正な発問をしてしまったら、他の面接担当者は「その質問は取り消します。」と即座に止めましょう。それができるよう、「ストッパー」としての意識を持って面接に臨みましょう。

研修を行う等により、全ての面接担当者が十分に役割を理解した上で臨んでください。

[6] 面接時に特に配慮すべきこと

志願者は面接の場では非常に緊張します。志願者に心理的動揺を与えたり、精神的負担をかけたりするような言動は慎み、気軽に答えることができる雰囲気を作ることが大切です。しかし、緊張をほぐすことを目的としていても、志願者に試験と関係ないことでむやみに話しかけることは、志願者には何かを答えないといけないという意識があり、緊張や動揺をあたえるおそれがあります。

[7] 面接の評定のあり方

面接の結果については、面接担当者全員が同じ条件で評定しそれを平均するか、それとも評定項目を分担して結果を総合するか、事前に十分打ち合わせ、調整することが必要です。

面接結果の評定にあたっては、特に次の諸点に注意してください。

- ① 第一印象にこだわらないこと
- ② 外見のみによって、個人的に好感（悪感）を抱かないこと
- ③ 一つの条件が良い（悪い）ことによって、それを不当に高く（低く）評価し、他の条件もすべて良い（悪い）と判断しないこと
- ④ 多面的に評定し、その結果を総合的に判断すること

5 不適正な質問内容の例

面接で差別につながる質問をした専修学校・各種学校にその理由を聞くと、多くの場合「面接にあたった人たちが研修を受けていない職員だったから」とか「質問してはいけない項目と知らなかった。悪意があったわけではない」「志願者の緊張を和らげようと思って、世間話のつもりで居住地や家庭のことに触れた」などという答えが返ってきます。

しかし、これらは不適正な質問を正当化することにはなりません。

たびたび繰り返してきたように、選考は志願者のもっている適性・能力が専修学校・各種学校における授業に適合するかどうかによって、合否の判断をすべきです。合理的・客観的な判断が重視されなければなりません。

具体的な不適正質問とその問題点は次のとおりです。

○ 本籍などに関すること

- * あなたの本籍はどこですか
- * あなたの出身地はどこですか
- * 生まれてからずっと現住所に住んでいますか
- * 最寄り駅はどこですか
- * ○○町のどの辺ですか など

現住所付近について詳しく聞いたり自宅付近の略図を書かせたりする理由として、「通学する道順や方法を知りたかった」とか「もし何かあったとき、家族に連絡しなければならないので……」などと答えることがあります。しかし、これは入学して必要になったときに把握すればよいことで、選考の段階では必要ありません。住んでいる地域についていろいろ聞くのは身元調査をする目的だと受けとられても仕方がありません。

身元調査は居住地域等の生活環境等を調べたり、近所や関係者への聞き込みや様々な書類・データを収集したりすることによって本人やその家族に関する情報を広く集めることですが、この情報は本籍、生活環境、家族の状況等の本人に責任のないことです。また、身元調査によって収集される情報の中には無責任な風評・予断・偏見が入り込んだ情報が含まれることがあり、これを選考資料とすることは差別であり重大な人権侵害となります。

現在でも、結婚や就職など人生の節目において、社会の根深い差別意識や偏見による身元調査や差別発言等の差別行為が存在しています。また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると流布する差別事案も発生しています。このような社会状況を踏まえて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年）及び「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年）等の示す、部落差別のない、人権が尊重される社会づくりに向けたこれまでの取組を一層進めるためにも、身元調査や出自を問う質問などを排していかなければなりません。

○ 親の職業などの家族状況に関すること

- * あなたの家族の勤務先はどこですか、役職は何ですか
- * あなたの家の家業は何ですか
- * あなたの家族の収入はどれくらいですか
- * お父さん（お母さん）の死因は何ですか
- * 何人家族ですか
- * きょうだいはいいますか
- * あなたの家庭は円満ですか など

これらの質問をした理由に共通しているのは、志願者の適性・能力にかかわりのない、本人の責任でない事項を、合否の判断基準にもちこんでいることです。

これは、「親がこうだから子どもも多分そうだろう」という偏った見方、本人の責任でないことで進学のを奪ってしまう基本的人権を無視した考え方です。

また、家庭が円満かどうかや、親子の対話などは主観的判断に属する事柄です。本人の適性・能力と関係ありません。

○ 思想・信条・尊敬する人物に関することや本人に責任のないこと

- * あなたの信条は何ですか
- * 家の宗教は何ですか
- * 政党は何党を支持していますか
- * 好きな本は何ですか
- * 家でとっている新聞は何ですか
- * 尊敬する人物はだれですか
- * あなたはどんな人生観をもっていますか
- * 大きな病気をしたことはありますか など

思想や信条、支持する政党や人生観などは、憲法で保障されている思想信条の自由に属する事柄です。また、病歴、入院歴等については、本人の責任ではないことです。それを選考の場にもちこむことは、志願者の基本的人権を侵すことになります。

各学校において、選考にあたり事前に十分検討しなおしてください。

6 選考に適した質問例

面接の目的が志願者の良い面を引き出して評価することであることを踏まえて、志願者が自分の良さを主張できるような質問内容を心がけましょう。

質問例

- ・ 本校を志望する理由を話してください。
- ・ 本校で何を身に付けたいと思いますか。
- ・ 将来、どのような社会人になりたいと思いますか。
- ・ あなたは将来、社会にどのように貢献したいと思いますか。
- ・ あなたの特技はなんですか。将来、それをどのように活用したいですか。
- ・ ○○の仕事に就くことの魅力は何だと思いますか。
- ・ ○○の仕事に就くためにはどんな能力が大切だと思いますか。
- ・ その能力をどのようにして身に付けようと思いますか。
- ・ ○○についてあなたが調べて知っていることを話してください。
- ・ ○○の仕事で大変なことは何だと思いますか。あなたはどのように乗り越えますか。
- ・ ○○の勉強は大変ですが、克服するためにあなたはどのように取り組みますか。
- ・ これまでにあなたが頑張ったことを話してください。
- ・ あなたが今までに頑張った経験を、○○の勉強にどのように生かすことができますか。
- ・ 目標を実現するために努力を継続した経験があれば、取組の具体的内容を話してください。

◇ 最後に

各専修学校・各種学校におかれましては、実社会で即戦力となる人材の輩出に御尽力なされるとともに、入学者選考試験においては、志願者の資質等についてどのように評価するかについて検討を重ねておられることと思います。

面接における不適正質問が起こる要因としては、専修学校・各種学校や面接担当者が明らかに差別意識をもって質問を行っている事象は近年見られず、準備不足や面接担当者の認識不足によって起こっていると考えられます。

本資料は面接における不適正質問を防止するための資料として作成していますが、公正な入学者選考を実施するために必要なことは他にも多くあります。入学願書等を求める際の応募用紙の態様、健康診断等の不要な提出書類を求めないこと等はもとより、入試前の段階においても人権尊重の観点から取り組むことが必要です。

公正な入学者選考の実施及び不適正質問の防止に努めることは、志願者の心を傷つけることをなくすのみならず、志願者の適性・能力を公正に評価することになり、専修学校・各種学校にとっても有為な生徒の獲得に繋がるものです。

志願者の資質等について正しく評価できる面接となるためには、どのような質問内容とすればよいのか、志願者がもっている資質・能力等を聞き出すためには、どのような雰囲気で行えばよいのか等、今後も各学校で一層の創意工夫を図られますようお願いいたします。

専修学校・各種学校の入学者選考時における不適正質問の防止等をはじめとした人権問題に係る連絡協議会

一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会

福岡県私学協会

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

福岡県人権・同和教育研究協議会

福岡県高等学校進路指導研究協議会

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課

連絡先

福岡県人づくり・県民生活部

私学振興・青少年育成局私学振興課 私学第一係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電話 092(643)3129

不適正な質問事例と解説

【ケース1】

発問	「家族に医療関係者はいますか。」
背景	医療・看護系への志望動機を尋ねた際に、非常に多くの志願者が「看護師である母親に勧められた。」や「医療関係の仕事をしている親類に相談した。」等、家族や親類のことを答えました。そのことで、家族に関する質問が不適正であるという感覚を失ってしまい、他の志願者に対して面接担当者の方から家族のことを聞いてしまいました。
解説	面接においては、志願者本人の責任でないことを聞いてはいけません。面接担当者の方から先に家族の質問をしてしまうのはもちろんのこと、志願者が自ら話を持ち出したとしても、関連する話として面接担当者の方から「家族の職業」等に関する話を聞くことは不適正質問となります。 家族の職業等の話を面接の場で掘り下げていくことは、それを合否の判断基準としているとの誤解を与えかねません。たとえ志願者の方から家族の話をすることが多くても、それに引きずられて発問してしまわないように注意することが必要です。

【ケース2】

発問	「今までに大きな病気をしたことはありませんか。健康ですか。」
背景	大きな病気等を理由として登校できないことがないかを確認したいと思いました。 健康であることをアピールすることができる、答えやすい質問と思いました。
解説	不適正質問を直接行っています。 病歴がある人や健康に不安がある志願者を差別し、排除するための質問となります。 面接における不適正質問の防止策が行われていないと考えられます。人権に関する職員研修を行ったり、面接前に面接担当者に対して不適正質問とは何かを確認したりする取組みを行うことが必要です。

【ケース3】

発問	「〇〇日の欠席の理由は何ですか」
背景	合格後には、就職に向けた指導の一環として出席皆勤を目指す指導を行うこととしているので、面接担当者は、その指導についていく覚悟を問うつもりで発問しました。 欠席の原因は、病気での入院によるものでした。志願者は自分の病歴について話し始めました。 面接担当者は病気のことを直接聞いたわけではありませんが、志願者は病歴について発問されたと感じました。
解説	高校での欠席については、志願者の責任である可能性もありますが、欠席日数は調査書で把握できているので、面接の場で志願者に聞く場合は、志願者の今後の意欲を確認することができるような発問を工夫することが必要です。 変更例 「合格後は、就職へ向けて継続して学習を行っていく必要がありますが、そのためにあなたはどのような姿勢で取り組みますか。」

【ケース4】

発問	「差別はどのようなことだと思いますか。あなたは差別を受けたことがありますか。」
背景	調査書に、人権学習の取組が書かれていたことから、差別に関する質問をすれば、生徒が答えやすいと思いました。
解説	「差別を受けた経験」を聞くことは、差別の実態を把握して、個人や社会に関わる差別問題を解消することを目的とする場合には考えられますが、面接においては、その質問により本人に不安や精神的苦痛を与えるものであることから、不適正であることはもとより、面接担当者や学校としての差別や人権に対する認識が問われる内容です。 また、「差別とはどのようなことだと思うか」という質問は、思想信条の自由に属する事柄であり、それを選考試験の場に持ち込むことは志願者の基本的人権を侵すことにもつながります。 「～をどう思いますか」という質問をする場合は、入学後の学習についてどのような意欲をもっているか等、入学選考と関係するものにすることが必要です。

【ケース5】

発問	「本は読みますか。どのような本を読みますか。」
背景	高校生・大学生等の読書の習慣が非常に少ないという報道が気になっていました。 入学した場合は、読書の習慣も大切と思い、発問しました。
解説	どのような本を読むか等を具体的に聞くことは、志願者の思想・信条に関する不適正質問です。 雑誌やマンガしか読まないのか、小説等の文字だけの本を読む習慣があるのか気になったとしても、購読している本や新聞を聞くことは不適正質問となります。 若者の読書習慣に関心があつたとしても、面接を行う者は不適正質問について十分な知識を持ち、何が不適正質問であるかを認識しておく必要があります。

【ケース6】

発問	「あなたの好きな着こなしやスタイリングの芸能人は誰ですか。タレントさんやモデルさんのスタイリングで尊敬しているところでも構いません。」
背景	目指しているスタイリングについて、熱意をもって述べてもらおうと発問しました。好きな芸能人やモデル等の名前を挙げたほうが回答しやすいと思いました。
解説	直接、尊敬する人物を問う発問ではないですが、志願者は、具体的な名前を挙げて回答することになります。挙げた人物から、本来自由であるべき事項である、志願者の思想信条が推測されることもあり、不適正質問となります。また、「尊敬」という言葉を使わず、好きな人物を問う発問も同様のことが言えます。 この発問は、志願者が自身の将来像を述べ、自己実現に向けての意欲を回答してほしいという意図であることから、どのようなスタイリングを目指しているのか、といった発問にするなど、事前に発問の具体を打ち合わせておく必要があります。

公印省略

29私第1962号

平成29年9月28日

各私立専修学校長 殿

各私立各種学校長 殿

福岡県人づくり・県民生活部

私学振興・青少年育成局私学振興課長

私立専修学校・各種学校の入学選抜試験における
不適正な選考等の事象への対応について（通知）

このことについて、私立専修学校・各種学校の入学者選抜試験における不適正な選考等の事象への対応について（平成20年10月1日20私第781号。以下「平成20年通知」という。）により、事象が発生した場合の対応をお示ししているところです。

このたび、平成20年通知のうち、別紙2の対応フロー図に注釈を加え、改定いたしましたので、通知します。

各学校におかれましては、引き続き公正な入学者選考に努めていただきますようお願いします。



20私第781号
平成20年10月1日

福岡県専修学校・各種学校協会会長
各私立専修学校・各種学校長 殿

福岡県総務部私学学事振興局私学振興課長

私立専修学校・各種学校の入学選抜試験等における
不適正な選考等の事象への対応について

貴職におかれましては、例年新規高等学校卒業者の進学につきまして、大変ご尽力いただいていることと存じます。

しかしながら、一部の私立専修学校・各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）において、不適正な選考等の事象が発生している状況にあります。

このようなことから、私立専修学校等を所管する当課としましては、今後、不適正選考等の事象が発生した場合、高等学校等からの報告を受けて、該当する私立専修学校等へ事実確認や是正指導等の対応をしたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いします。

なお、高等学校等には、当課から別添資料のとおり、不適正な選考等の事象についての報告を求めるための通知文書を発送しておりますので、お知らせしておきます。



20私第781号
平成20年10月1日

各私立高等学校長
福岡県私学協会会長 殿

福岡県総務部私学学事振興局私学振興課長

私立専修学校・各種学校の入学選抜試験等における
不適正な選考等の事象への対応について

貴職におかれましては、進学における進路保障の取組について大変ご尽力いただき感謝申し上げます。

しかしながら、一部の私立専修学校・各種学校（以下「私立専修学校等」という。）において、不適正な選考等の事象が発生している状況にあります。

このようなことから、私立専修学校等を所管する当課としましては、今後、不適正選考等の事象が発生した場合、下記のとおり貴職のご協力を得た上で対応したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

記

1 各私立高等学校に依頼する事務

- (1) 不適正な選考等と疑われる事象が発生した場合には、別紙1に必要事項を記入し、私学振興課に速やかに報告すること。
- (2) 私学振興課に対する報告の基準
 - ① 本人に責任のない事項（本籍地、出生地、血液型、病歴、家族（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産等）、住宅状況、生活環境、家庭環境等）について、記入を求めたり、質問した場合
 - ② 本来自由であるべき事項（宗教、支持政党、人生観・生活信条、尊敬する人物、思想、社会運動、購読新聞・雑誌・愛読書等）について、記入を求めたり、質問した場合。
 - ③ 身元調査を実施したり、全国高等学校統一応募用紙・J I S規格履歴書の趣旨に添わない事項を含んだ入学願書等を使用した場合
 - ④ その他高等学校長が特に必要と認めた場合

2 私学振興課の事務

- (1) 高校等から不適正な選考等の事象と疑われる事象発生の報告を受ける。
- (2) 該当する私立専修学校等に対して、事実確認を行う。
- (3) 私立専修学校等からの事実報告を受ける
- (4) 不適正な選考等の事象であれば、私立専修学校等に対して是正指導を行う。
- (5) 私立専修学校等からの改善案報告を受ける。
- (6) 是正指導結果について、該当の高校等へ報告する。
- (7) 不適正な選考等の事象の再発防止のために、私立専修学校等の啓発、研修に努める。

(参考) 不適正な選考等の事象が発生した場合の事務フロー図
別紙2のとおり

(別紙 1)

不適正な選考等の事象についての報告書

(学校名)

1 事象発生の年月日
2 事象を発生させた私立専修学校等の名称
3 事象の内容、経緯
4 その他

※ 私立専修学校・各種学校入学選抜試験等における不適正な選考等の事象への対応について
(平成20年10月1日20私第781号)の別紙2(平成29年9月改定版)

(別紙2)

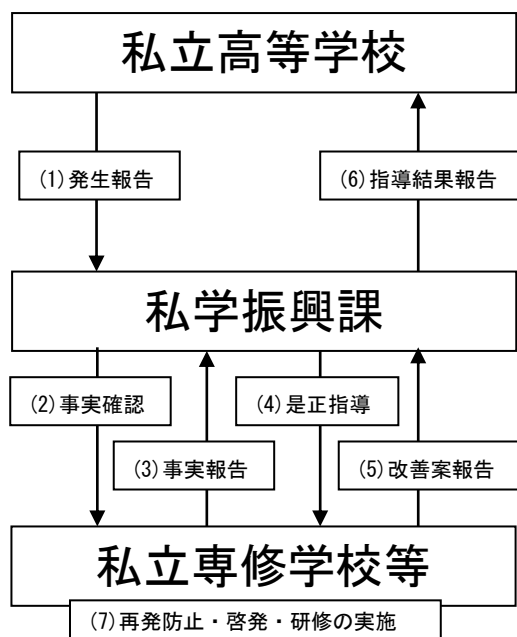
私立専修学校・各種学校(以下「私立専修学校等」という。)において、不適正な選考等の事象が発生した場合のフロー図

(注 下記図内の番号については、通知文の「記」の「2」の中の番号を示している。)

○私立高等学校から報告する場合

※注意

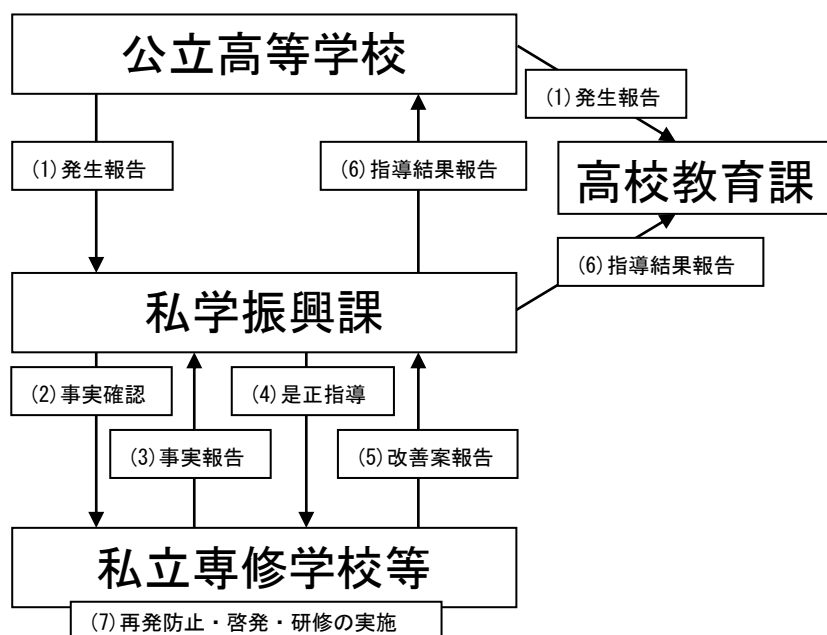
右のフロー図は、私立専修学校・各種学校において、不適正な選考等が発生した場合に、事実確認と再発防止を図るための流れであり、別途、受験生徒の在籍校が直接、当該専修学校・各種学校に対し確認や申し入れを行うことを妨げるものではありません。



○公立高等学校から報告する場合

※注意

右のフロー図は、私立専修学校・各種学校において、不適正な選考等が発生した場合に、事実確認と再発防止を図るための流れであり、別途、受験生徒の在籍校が直接、当該専修学校・各種学校に対し確認や申し入れを行うことを妨げるものではありません。



公印省略

30福高進第16号

平成30年5月31日

大 学 学 長 殿
 短 期 大 学 学 長 殿
 学 校 長 殿

福岡県高等学校進路指導研究協議会

会 長 野 上 高 義

事 務 局 長 藤 井 隆 紹

入学者選抜および出願書類等について（要望）

貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。例年高等学校卒業者の進学につきましては、格別の御配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、例年入学者選抜にあたっては、各大学独自の書式により出願書類等の提出を求められておりますが、中には、日本国憲法ならびに教育基本法の理念に抵触するものがあります。特に昭和40年8月11日付け同和対策審議会答申により、国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている進学上の差別を温存助長するおそれのある書式や項目が見受けられます。

また、身体障がい者や在日外国人であるというだけの理由で、進学の間戸が狭められているなど高等学校における進路指導に重大な影響を及ぼしている事例も依然あとを絶ちません。

つきましては、基本的人権尊重の観点から、出願書類や面接試験の態様等を再点検され、いやしくも上記差別につながるおそれのあるもの、あるいは不要不急と思われる書式や項目等については、早急に改善をはかり、すべての生徒がその志望・適性・能力に応じて、進学機会を均等に与えられるよう善処をお願いいたします。

福岡県下の全高等学校はその総意において、さらに理解を深めるため本年も下記事項につきまして強く要望いたします。事情を御賢察の上、格別の御配慮をお願い申しあげる次第であります。

なお、上記趣旨に反する右記項目の記入、面接、調査等につきましては今後一切応じかねますので御承知ください。

記

- 1 入学関係書類（入学願書・調査書・推薦書類等）には次の事項の記入を求めないこと。
 - （１）本籍地（全国高等学校統一用紙に準じる）
 - （２）保護者、家族および保証人の学歴、職業、勤務先、職種、役職、収入等
 - （３）家族の資産状況、環境、宗教、思想等
 - （４）本人の思想、生活信条、支持政党、宗教、尊敬する人物等
- 2 面接試験においても前項については質問しないこと。
- 3 戸籍謄（抄）本、住民票の提出を求めないこと。
- 4 身元調査をしないこと。
- 5 身体障がい者等の進学のを機会を上げるとともに、入学後の学習について適切な措置を講じること
- 6 外国人の受験資格について制限を加えないこと。
- 7 定時制・通信制高等学校からの進学のを機会均等を保障するための措置を講じること。
- 8 専門高等学校からの進学のを門戸を上げるため次の事項を推進すること。
 - （１）推薦入学制度の拡大
 - （２）関連学部への一定入学定員枠の確保
（専門高校卒業生選抜特別枠の設置）
 - （３）代替科目の拡大
- 9 補欠の可否の不合理をなくすこと。
- 10 入試日程に関して、大学・短大のみならず専修学校・各種学校においても、文部科学省
通達「大学入学者選抜実施要項」をガイドラインとし入学者選抜を実施すること。
 - （１）ＡＯ入試に関しては願書受付を原則８月１日以降とし、単なる面接だけで早期に可否を決定しないこと。
 - （２）推薦入試に関しては大学・短大の願書受付を１１月１日以降、専修学校・各種学校は１０月１日以降とすること。
 - （３）出願書類に調査書を含めること。
 - （４）オープンキャンパスなどの参加者に対し、受験すれば合格を保証するようなパスを発行しないこと。

令和6年6月14日

各私立専修学校・各種学校長 殿
(一社)福岡県専修学校各種学校協会会長 殿

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課長

令和7年度入学者選考時における不適正面接等の防止について（通知）

日ごろから、人権・同和問題への取組とともに、本県の私学行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、令和7年度入学者選考において、面接や作文を実施する際には、下記の不適切な事項例を参考にし、受検者本人に責任のない事項や思想信条にかかわる事項について問うことのないよう、十分留意し、職員への指導を徹底してください。

記

不適切な事項の例

- ・ 受検者や家族の本籍や出生地、住所に関すること
- ・ 家族の構成、職業、学歴、収入、社会的地位や家庭環境等に関すること
- ・ 家族の意向など、本人の意欲や能力と直接関係のない質問
- ・ 受検者の服装、髪型、容姿、身体上の障がい等に関すること
- ・ 人生観、尊敬する人物、愛読書、購買新聞に関すること
- ・ 宗教に関すること
- ・ 受検者短所や苦手教科を回答させるなど受検者に不安を感じさせる内容